

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 園芸福祉サポーター実践活動促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 花き係 電話番号：058-272-1111 (内 2865)

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,860千円 (前年度予算額：1,860千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,860	767	0	0	0	0	0	0	1,093
要求額	1,860	767	0	0	0	0	0	0	1,093
決定額	1,860	767	0	0	0	0	0	0	1,093

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 平成14年度から令和2年度まで園芸福祉サポーター養成講座を毎年開催。
令和2年に清流の国ぎふ花き振興計画(第2期)が策定され、園芸福祉の推進が施策の柱のひとつとして引き継ぎ位置づけられた。
- ・ 心身の健康の増進などの花きの効果効用が注目され、福祉施設、病院等で園芸福祉活動が拡大しつつあり、新たに取組もうとする施設で園芸の専門的知識を持ち、活動の補助を行う園芸福祉サポーターが必要となっている。
- ・ 住民活動としての園芸福祉の定着に向け、市町村、福祉施設、病院等の連携促進及びサポーター間の連携強化を図り、活動を拡大する必要がある。
- ・ 園芸福祉活動の活性化のため、若い世代への活動の参画を促す必要がある。
- ・ 特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会支部間のネットワーク強化及び情報の共有化を図るとともに、サポーターの資質向上、園芸福祉活動の充実等を推進する必要がある。

(2) 事業内容

○園芸福祉サポーターの認定

- ・園芸福祉サポーター養成講座に従来の講座とは別に、学生用の養成講座を実施し、新たな人材を育成。
- ・園芸福祉サポーターの活動を広くPRするとともに、新たに園芸福祉に取り組む福祉施設等を開拓。

○園芸福祉サポーターの活動支援

- ・サポーターの資質向上を目的とした研修会の開催（各圏域1回）。
- ・園芸福祉活動を希望する施設と特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会支部間との、地域活動となるマッチングを行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

園芸福祉の推進は県の条例に位置付けられているため、県が負担することが妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	26	養成講座講師謝金
旅費	68	講師旅費費用弁償
消耗品費	130	事務消耗品等
役務費	86	通信運搬費
使用料	16	養成講座会場にかかる費用（ぎふワールド・ローズガーデン入園料）
委託料	1,534	園芸福祉サポーター養成講座、園芸福祉活動促進業務
合計	1,860	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ①清流の国ぎふ花き振興計画（令和3～7年度）

(2) 国・他県の状況

無

(3) 後年度の財政負担

地方創生交付金を活用予定

(4) 事業主体及びその妥当性

園芸福祉の推進は県の条例に位置付けられているため、県が主体となり実施し、特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会は、園芸福祉の普及啓発、実践などを目的として園芸福祉サポーターを中心に設立された法人であり、支援することが妥当である。

(5) その他事業概要

・令和3年9月1日現在の園芸福祉サポーター数：369名

○園芸福祉の定義

「園芸療法」と「園芸福祉」について

「園芸療法」の定義は国内・海外を問わず統一されていないのが現状であるが、一般的には「明確な治療目的を持ち、それに向かい療法士が対象者と関わる園芸プログラム」ととらえる場合が多い。また、近年になって、治療的性格にとどまらない広く一般の人をも含んだ園芸活動を「園芸福祉」と表現することが多くなっており、定着しつつある。

このため、医療・福祉の視点に立った治療行為としての園芸の活用を「園芸療法」ととらえ、治療行為にとどまらず、安らぎや癒しなど園芸の持つ効果をより広範な園芸と医療・福祉との関わりととらえ、「園芸福祉」として表すこととした。

※一般的な用語の定義

「園芸療法」

医療や福祉の現場で専門的に行われるプログラムの中で、治療やリハビリテーションを目的に、植物及び園芸活動を媒体として応用すること。
(アメリカ園芸療法協会)

「園芸福祉」

何らかのハンディキャップを持つ人だけでなく、健常者も含めたすべての人の福祉、すなわち心身の癒し、健康回復や維持・増進、生活の質の向上などを図るために、園芸を媒体として活用する領域とその技術。
(九州大学大学院教授松尾栄輔)

○特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会の概要

- ・ 特定非営利活動法人としての県認証日 平成 18 年 7 月 24 日
- ・ 目的：心身の癒し、健康回復や維持増進、生活の質の向上をもたらすと考えられている園芸の効果により、生きがいを持って生涯現役で暮らすための環境や文化を創造し、地域住民の福祉に寄与するため、広く一般の人々に対し、園芸福祉の普及・啓発・実践・研究に関する事業を行う。
- ・ 役員
理 事 長：野尻真(白川病院院長)
理 事：杉本正紀(園芸福祉サポーター)他 7 名

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・園芸福祉サポーターを新たに養成するなど、より多くの施設や活動の場で広域に活躍できるよう支援する。
- ・NPO法人岐阜県園芸福祉協会を中心とした住民活動として園芸福祉が定着する仕組みを構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	
					達成率	
園芸福祉サポーター 一人数	343人	369人	378人	414人	450人	82.0%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） ◇園芸福祉サポーター養成講座の開催 ・学生用養成講座 会 場 東海学院大学 西キャンパス 新1号館 開催日 令和2年 9月23日（水） ・一般用養成講座（中濃・東濃・飛騨地域対象） 会 場 花フェスタ記念公園 花トピア2階研修室 開催日 令和2年 10月30日（金） ・一般用養成講座（岐阜・中濃・西濃地域対象） 会 場 東海学院大学 西キャンパス 新1号館 開催日 令和3年 2月19日（金） ◇園芸福祉サポーター養成講座の参加人数 94人 ◇園芸福祉サポーター活動状況調査の実施
-------	--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>・ 県の条例に沿った内容であり、福祉による効果・効用が認められ、福祉施設や病院等で園芸福祉活動の需要が拡大しているため、より資質の優れた園芸福祉サポーターが必要となっている。</p>
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 3	<p>・ 令和3年度9月1日時点で園芸福祉サポーターの人数は369人となり、効果は得られている。</p>
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>・ 福祉施設やサポーター間の連携を強化することにより、効果が上がるよう努める。</p>

(今後の課題)

<p>・ 住民活動としての園芸福祉を定着させるため、市町村、施設や病院等との連携を図る必要がある。また、園芸福祉活動を広め、活動の場を拡大するため、サポーターの資質向上を図る必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 岐阜県花きの振興に関する条例、清流の国ぎふ花き振興計画に基づき、園芸福祉活動を推進する。花きの効果・効用をPRすることで、花きの活用場面を拡大し、花きの振興と消費拡大を推進する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	